案件名:ヨルダン国再生可能エネルギー系統統合と安定供給の促進プロジェクト

案件番号:19a00486 公示日:2019年9月18日)について、質問の回答は以下のとおりです。

| 通番 | 当該頁項目                                    | 質問  | 回答  |
|----|--|---|---|
| 1  | P3 (3)利益相反の排除                            | 今回の競争に参加不可である先行業務がありましたら具体的 業務名をおしえてください。   | 特にありません。  |
| 2  | P25 ②日本側実施体制<br>・有識者との連携                 | アドバイザリーグループの有識者への謝金は計上可能でしょうか。また、その場合の謝金額基準はありますでしょうか。  | 計上可能です。<br>謝金額は、「コンサルタント等契約における研修・<br>招へい実施ガイドライン」10ページに記載の「表<br>1 講師謝金単価表」を基準としてください。<br>https://www.jica.go.jp/announce/manual/guide<br>line/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201<br>607_guide.pdf |
| 3  | P32 第4業務実施上の条件<br>3.相手国の便宜供与             | (3)に「・・・車両・・・」、(4)ヨルダン内の移動手段 とありますが、日常的に使用する車両はコンサルタントが手配、計上が必要でしょうか。手配いただける移動手段の範囲をご教示ください。            | 車両の手配はコンサルタント契約内での対応にな<br>りますので必要な経費を計上するようにしてくだ<br>さい。   |
| 4  | P-33、「第 4 業務実施上の<br>条件 <u>6. 現地再委託</u> 」 | 「第4業務実施上の条件 6.現地再委託」において、『第36. (2)「成果1(第1WG)に係る業務内容」におけるETCでの研修を再委託予定。』との記載がありますが、具体的に何の業務を指しているのでしょうか。 | 現地での研修実施に伴うロジ作業(日当宿泊・ホテル・移動手段確保等)、教材準備等に関する業務を<br>想定しています。  |
| 5  | P33 6.現地再委託                              | 「第二 6.(2)「成果 1(第 1WG)に係る業務内容」における ETC での研修を再委託予定」とありますが、コンサルタントから ETC に再委託する業務範囲をご教示ください                |   |